

千葉市職員研修規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の勤務能率の発揮及び増進のために行う研修に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修の目標)

第2条 研修は、職員が市民全体の奉仕者として職務を遂行するうえにおいて必要な知識、技能、態度等を習得させ、その資質及び能力の向上を図ることを目標とする。

(職員の責務)

第3条 職員は、自主性及び自律性を発揮し、研修を通じた積極的な能力開発を行うことにより、職務の遂行に必要な知識、技能、態度等を習得するよう努めるものとする。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、所属職員が研修を計画的に受ける機会を提供するとともに、研修に対する動機付けを行うものとする。

(研修の区分)

第5条 研修の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 集合研修
- (2) 部門研修
- (3) 職場研修
- (4) 自主研修
- (5) 派遣研修

(集合研修)

第6条 集合研修は、人材育成課が行う。

2 集合研修の課程、内容、実施方法等については、別に定める。

(部門研修)

第7条 部門研修は、局（千葉市事務分掌条例（昭和62年千葉市条例第2号）第1条に規定する局をいう。）の職員及び区（千葉市区の設置等に関する条例（平成3年千葉市条例第48号）第2条第1項に掲げる区をいう。）の職員並びに共通する業務に従事する複数の局及び区の職員に対し、業務の遂行に必要な専門的知識及び技能を習得させるため、当該業務を所掌する局及び区（以下「所管局等」という。）が行う。

(職場研修)

第8条 職場研修は、職務の遂行に必要な知識、技能、態度等を習得させるため、主として日常の執務を通じた助言、指導等により、各職場において行う。

(自主研修)

第9条 自主研修は、職務の遂行に必要な知識、技能、態度等を習得するために、職員が自主的に行う。

2 人材育成課は、職員が行う自主研修に対し、必要な動機付け、指導、助成等を行う。

(派遣研修)

第10条 市長は、必要に応じ国又は他の地方公共団体若しくは他の研修機関に職員を派遣して行う派遣研修を実施するものとする。

(研修計画等)

第11条 総務局長は、市長の承認を得て、職員の研修に関する基本計画を定めるものとする。

2 人材育成課長は、総務局長の定めた基本計画に基づき、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 集合研修を実施すること。
- (2) 派遣研修の実施に関すること。
- (3) 部門研修に対する助言及び協力を行うこと。
- (4) 自主研修及び職場研修に対する助言及び助成を行うこと。
- (5) その他研修効果を挙げるために必要な施策に関すること。

3 所管局等の長は、部門研修に関する計画を定め、これを実施するとともに、実施結果を人材育成課長に報告するものとする。

(研修生の決定)

第12条 集合研修、部門研修及び派遣研修を受ける職員（以下「研修生」という。）の決定については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 集合研修 別に定めるところにより人材育成課長が指名し、又は決定する。
- (2) 部門研修 当該部門研修を実施する所管局等の長が指名し、又は決定する。
- (3) 派遣研修 別に定めるところにより市長が決定する。

2 人材育成課長及び所管局等の長は、前項の規定により研修生を決定し、若しくは指名し、又は研修生が決定されたときは所属長に通知するものとする。

(研修生の服務規律)

第13条 研修生は、人材育成課長又は当該研修実施機関の定める規律に従い、研修に専念するものとする。

2 研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の受講を停止し、又は免除することができる。

- (1) 規律を乱す等研修生としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため受講することが困難なとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか受講に支障があると認められるとき。

(研修効果の測定)

第14条 人材育成課長は、必要に応じて、試験その他の方法により、研修の効果の測定を行うことができる。

(研修の記録)

第15条 人材育成課長は、研修に関し必要な事項を研修記録に記載し、及び保管するものとする。

(講師)

第16条 研修の実施に必要な講師は、有識者又は職員のうちから市長が選定する。

(研修の受託)

第17条 市長は、他の任命権者からその任命に係る職員の研修を受託したときは、当該職員に対し、研修を実施することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する団体のうち、別に定める団体から申出があったときは、職員の研修に支障のない限りにおいて、当該団体の職員を研修に参加させることができる。

- (1) 本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体
- (2) 本市の行政機能を補完する役割を担う団体として、本市が継続的に人的又は財政的な支援を行っている団体

(研修推進員)

第18条 集合研修と部門研修及び職場研修との連携を図り、研修を効果的に実施するため、所管局等に研修推進員を置く。

- 2 研修推進員は、総括主幹及び市長が指名する者をもってこれに充てる。
- 3 研修推進員は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 部門研修及び職場研修に対する助言及び調整に関すること。
 - (2) 集合研修及び派遣研修の実施に対する協力に関すること。

(3) 人材育成課との連絡調整に関すること。

(研修推進員会議)

第19条 研修の効果的な実施を図るため、研修推進員会議を置く。

2 研修推進員会議は、人材育成課長及び研修推進員をもって組織し、人材育成課長がそれを主宰する。

3 研修推進員会議は、必要に応じて人材育成課長が招集する。

(研修主任)

第20条 職場研修の円滑な実施を図る等研修に係る連絡及び調整を行うため、課（区役所（保健福祉センターを含む。）、保健所及び事業所の課を含む。）、室（課に置かれる室及び事業所の室を除く。）及び事業所等（第一類及び第二類の事業所（課の置かれている事業所を除く。）並びに児童相談所をいう。）に研修主任を置く。

2 研修主任は、課長補佐、室長補佐、副所長、事務局長補佐、所長補佐、場長補佐及び所属長が指名する者をもってこれに充てる。

3 研修主任は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 所属長が行う職場研修についての補助に関すること。

(2) 所属長の命を受けた職員が行う職場研修についての助言及び協力に関すること。

(3) 接遇、公務員倫理の確立等職員の日常的な意識啓発を図るための職場研修の実施に関すること。

(4) 研修推進員の補助に関すること。

(委任)

第21条 この訓令に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成3年2月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。